本城資源化センター整備・維持管理事業「入札説明書」新旧対照表

旧	新
p.11 （イ）本施設の建築物等の設計を行う者の要件 本施設の建築物等の設計を行う企業のうち、少なくとも主たる業務を担う1社はa及びbを満たす企業であること。 a　建築士法（昭和25年法律第202号）に基づく有資格者であること。 b　本市の測量及び建設コンサルタント等有資格業者名簿（令和４・５年度）の登載者であること。	p.11 （イ）本施設の建築物等の設計を行う者の要件 本施設の建築物等の設計を行う企業のうち、少なくとも主たる業務を担う1社はa及びbを満たす企業であること。 a　建築士法（昭和25年法律第202号）に基づく有資格者であること。 b　本市の建設工事有資格業者名簿（令和3・4年度）又は本市の測量及び建設コンサルタント等有資格業者名簿（令和４・５年度）の登載者であること。